

特別管理産業廃棄物収集運搬業 許可申請の手引

許可申請にあたって

1 記入に際して

- (1) 提出書類一覧表により、提出物のチェックをして提出してください。
- (2) 副本については、受付印を押印のうえ申請者に返却します。

2 申請に伴う手数料（電子又は石川県証紙による納付）

- (1) 新規許可申請手数料 81,000円
- (2) 許可更新申請手数料 74,000円
- (3) 変更許可申請手数料 72,000円

※ 電子納付は、パソコンやスマートフォンから石川県電子申請システムにアクセスし、納付申請を行ってください。

3 申請書類の提出

次の3つの方法があります。いずれの場合も、事前に書類内容の確認日を、県ホームページの「許可申請書の提出予約フォーム」で予約をしてから提出してください。

(1) 窓口申請

予約した日時に、石川県資源循環推進課の窓口へお越しください。

(2) 電子申請

確認日の前日までに、HPの電子申請フォームから書類を添付し申請を行ってください。申請方法等は「電子申請の手引き」にて確認ができます。

(3) 郵送申請

確認日の前日までに当課へ書類等を郵送してください。郵送方法等は予約サイトにて確認できます。

4 産業廃棄物収集運搬業に係る講習会について

「許可の申請日」に、講習会の修了証が有効であることが必要です。

- (1) 新規許可講習会の修了証の有効期限は、修了証の交付日から5年以内です。
- (2) 更新許可講習会の修了証の有効期限は、修了証の交付日から2年以内です。

5 その他

- (1) 許可更新申請は、許可の有効期日の2か月程度前を目安に手続きを行ってください。
- (2) 金沢市内で積替え含む収集運搬業を行う場合、別途金沢市長の許可を要します。

令和8年6月

石川県生活環境部 資源循環推進課（審査グループ）

石川県金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号：076-225-1472

～添付書類に関する説明等について～

1 特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る分析表等

(更新許可申請の場合で、前回の申請内容から変更がない場合には省略可能です。)

特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を申請する場合にあつては、一部の種類を除き、原則として申請の内容が確認できる「分析表」及び「発生工程図」を添付してください。

2 特別管理産業廃棄物の処分方法について

事業計画の概要を記載する「様式第六号の2(第1面)」の「予定運搬先の名称及び所在地」欄には、収集運搬を行う特別管理産業廃棄物の種類ごとに、具体的な処分方法(油水分離、中和等)を、括弧書きで記載してください。

【参考】水銀規制の強化により、廃水銀等が特別管理産業廃棄物に指定されたほか、水銀を含む特別管理産業廃棄物のうち、水銀を一定以上含むもの^{*}は、水銀回収が義務付けられています。
(^{*}鉍さい、ばいじん、汚泥：1,000mg/kg以上；廃酸、廃アルカリ：1,000mg/L以上)
詳細は「水銀廃棄物ガイドライン」(環境省)をご覧ください。

3 処分業者の処分業許可証の写し

様式第六号の2(第1面)(事業計画の概要)に記載されている「予定運搬先」の特別管理産業廃棄物処分業許可証の写しを添付してください。

4 申請者の運搬元又は運搬先の都道府県等の収集運搬業許可証の写し

特別管理産業廃棄物の運搬元又は運搬先が石川県の行政管轄区域以外である場合には、その行政区域を管轄する都道府県等による特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付してください。

5 運搬車の自動車検査証記録事項、運搬船の船舶検査証及び重機等検査証の写し

- (1) 申請日において、有効期間が満了していないものを添付してください。自動車等検査証記録事項は、車検証の IC タグから読み取りが可能です。
- (2) 運搬車の車検証の所有者又は使用者が、いずれも申請者と異なる場合には、車両の賃貸借契約書の写し又は所有者等の使用承諾書を添付してください。
- (3) 船舶検査証においては、運搬船の載貨重量が確認できる書類も併せて添付してください。

6 運搬車、運搬船、重機及び運搬容器その他の写真

(更新・変更許可申請の場合で、直近の変更届の状態から変更がない場合には省略可能です。)

- (1) 運搬車等の全体と、車両番号あるいは船名などが確認できる明瞭な写真を添付してください。
- (2) 船舶については、産業廃棄物収集運搬船であることなどを記載した標章等を掲示している部分の写真と、標章等の記載事項を記した書類を添付してください。

7 運搬車等の駐車場（事業場）の付近の見取図等

(更新・変更許可申請の場合で、直近の変更届の状態から変更がない場合には省略可能です。)

駐車場（事業場）については、下記の書類を添付してください。

- ① 付近の見取図（住宅地図の写し等に駐車場（事業場）の位置を明記したもの）
- ② 駐車場（事業場）に該当する土地について、土地の不動産登記簿謄本を添付してください。また、有蓋車庫については、底地の土地の登記簿と併せて建物の不動産登記簿謄本を添付してください。

この際、土地及び建物（車庫）について、申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類として、貸借契約書等の写し又は使用承諾書などを併せて添付してください。

転貸の場合は、所有者から申請者までの契約関係が分かるように全ての契約書の写しを添付してください。また、転貸の場合に、元となる契約に転貸禁止の条項がある場合には、必ず、転貸に関する所有者の同意書や承諾書を併せて添付してください。

土地の地目が「田」又は「畑」である場合は、農地転用の手続きが確認できる書類を添付してください。

建物（車庫）が未登記の場合には、固定資産評価証明書などの添付をお願いする場合があります。

8 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類

原則として「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の修了証（別表－1を参照）の写しを添付してください。

9 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（法人の場合）

直前3年の各事業年度について次の書類を提出してください。

- (1) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
- (2) 法人税確定申告書の写しのうち別表第1及び第4
 ※修正申告がある場合には、修正申告書の写しも併せて提出してください。
- (3) 税務署の発行する法人税の納税証明書（納税額及び納付済額の記載のあるもの（その1・納税額等証明用））

10 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（個人の場合）

次の書類を提出してください。

- (1) 様式第6号の2（第9面）（資産に関する調書）※預金の残高証明書を添付してください。
- (2) 直前3年の申告所得税の確定申告書の写しのうち第一表及び第二表
 ※青色申告の方は決算書（貸借対照表及び損益計算書）の部分も併せて提出してください。
- (3) 税務署の発行する所得税の納税証明書（直前3年のもので、納税額及び納付済額の記載のあるもの（その1・納税額等証明用））
 また、給与所得者は源泉徴収票の写しも添付してください。

11 経理的基礎について

「事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。」が許可条件とされており、次のいずれかを満足する必要があります。

- (1) 過去3年間程度の損益平均値で利益が計上されていること。
 - (2) 自己資本比率が10パーセントを超えていること。
- ※(1)(2)のいずれの条件にも当てはまらない場合、又は事業年度が3年未満の場合にあっては中小企業診断士の診断書等が必要となりますので、事前にご相談ください。

【収集運搬業（積替え保管なし） 追加提出書類】

	直前3年平均損益	自己資本比率	追加提出書類
①	黒字	—	なし
②-1	赤字（直前期黒字）	直前期10%以上	なし
②-2		直前期10%未満	・今後5年間の事業計画書
③	赤字（直前期赤字）	直前期10%以上	なし
④		直前期0%～10%未満	・今後5年間の事業計画書
⑤		直前期0%未満	・今後5年間の事業計画書を含む 中小企業診断士の診断書等
⑥	赤字（直前期赤字） （直前3年平均経常利益金額等が黒字）	直前3年度が全て0%以上、かつ、いずれかの年度で10%以上 または、営業利益金額等が0円以上	なし （経常利益等を確認できる書類は必要）

※事業年度が3年未満の場合は⑤に該当。

12 定款・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

定款の末尾に、現行定款に相違ない旨を日付とともに記入の上、記名してください。

なお、定款、法人登記簿とも、事業目的の項には「産業廃棄物処理業」等を加えてください。

13 政令使用人に係る申立書（様式任意）

令第6条の10に定める政令使用人をおく場合は、当該使用人が政令に基づく使用人であることを申し立てる文書を添付してください。

14 住民票の写し（原本）

(1) 住民票の写し（原本）は必ず本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものを添付してください。また、個人番号（マイナンバー）の記載がないものにしてください。

（申請書第2面、第3面に記載されている役員、株主等の者、令第6条の10に規定する使用人等全員について必要です。）

(2) 法人の株主に他社（有限会社又は株式会社）があるときには、その他社の法人の登記事項証明書を添付してください。

また、株主が外国法人である場合において、日本国において当該外国法人の登記事項証明書が発行されないときは、当該外国法人が現に存在することを証する、外国の公的機関（外国における政府、地方政府、大使館等）等の発行するその法人の設立に関する書類等の書類（書類が発行されない場合には、その発行する電磁的記録を印刷されたもので当該外国法人の署名又は記名押印がされたもので足りる。）及びこれを日本語訳したものを登記事項証明書として取り扱いますので、添付してください。

15 後見登記に関する登記事項証明書

法務局が交付する後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書で、「登記されていないことの証明書（後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明）」を添付してください。

なお、登記事項証明書で、後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録があった場合には、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の該当性を判断するため、医師の診断書が必要となりますので、事前にご相談ください。

（申請書第2面、第3面に記載されている役員、株主等の者、令第6条の10に規定する使用人等全員について必要です。）

16 公的機関の証明書類について

法人の登記事項証明書、納税証明書及び住民票の写し等の証明書については、原則として、原本の添付が必要となりますが、原本との照合が確認出来る場合に限り、コピーの添付を認めています。コピーを添付する場合は、申請時に当該証明書の原本を必ず持参してください。

なお、公的機関が発行する証明書については、申請日の3か月前以降に発行されたものを添付してください。

17 先行許可証の提出による添付書類の省略について

- (1) 先行許可証（既に許可を受けている産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設の許可証であって、その申請時に先行許可証の提出により添付書類の省略がされているものを除く。）の写しを提出することにより、提出書類一覧表「9、11～14」に記載された書類を省略することができます。
- (2) 提出書類一覧表の「9、11～14」の各項目番号ごとに変更が無い場合（役員及び株主に減員がある場合は除く。）にのみ先行許可証による添付書類の省略ができます。
- (3) 先行許可証の複写を提出する際には、先行許可証の提示が必要となります。
- (4) 先行許可証として用いることができる期間は先行許可証に記載されている許可の日から5年間です。
- (5) 新規許可申請時又は更新許可申請時は、次の書類を添付してください。
 - ① 提出する先行許可証を複写したもの。
 - ② 提出する先行許可証に係る許可申請書の第1面から第3面を複写したもの。
 - ③ 提出する先行許可証に係る許可申請書に添付した住民票の写し及び各登記事項証明書を複写したもの。
- (6) 変更許可申請時は、次の書類を添付してください。
 - ① 提出する先行許可証を複写したもの。

18 収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有することを証する書類

優良で信頼できる処理業者を育成するために、平成23年4月に施行された改正廃棄物処理法で創設された制度に関する書類です。

以下に示す優良基準に適合する旨の都道府県知事等の認定を受けたものは、通常5年の許可の有効期間が7年となり、許可証に「優良」の記載が追加されます。

提出書類の詳細については、下記URLを参照してください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/sanpai/yuuryou/index.html>

<優良基準>

- ・ 特定不利益処分を受けていないこと。
- ・ 所定の事項について、インターネットで公開していること。
- ・ ISO14001又はエコアクション21の認証を受けていること。
- ・ 電子マニフェストの利用が可能であること。
- ・ 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。
- ・ 直前3年の経常利益金額等の平均額が0円を超えていること。
- ・ 「直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。」又は「前事業年度における営業利益金額等(営業利益額+減価償却費)が0円を超えていること。」のいずれかに該当すること。
- ・ 法人税等を滞納していないこと。
- ・ 特定廃棄物最終処分場の維持管理積立金の積立をしていること。

別表-1

「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の修了証の取扱いについて

区分	講習会の修了証	業の許可申請ができる種類	
収集・運搬課程	新規	産業廃棄物収集・運搬課程 新規許可講習会の修了証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物収集・運搬業の新規許可申請 ・ " 更新許可申請 ・ " 変更許可申請
	新規	特別管理産業廃棄物収集・運搬課程 新規許可講習会の修了証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別管理産業廃棄物収集・運搬業の新規許可申請 ・ " 更新許可申請 ・ " 変更許可申請 ・ 産業廃棄物収集・運搬業の新規許可申請 ・ " 更新許可申請 ・ " 変更許可申請
	更新	産業廃棄物収集・運搬課程 更新許可講習会の修了証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物収集・運搬業の更新許可申請 ・ " 変更許可申請
	更新	特別管理産業廃棄物収集・運搬課程 更新許可講習会の修了証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別管理産業廃棄物収集・運搬業の更新許可申請 ・ " 変更許可申請 ・ 産業廃棄物収集・運搬業の更新許可申請 ・ " 変更許可申請
処分課程	新規	産業廃棄物処分課程 新規許可講習会の修了証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処分業の新規許可申請 ・ " 更新許可申請 ・ " 変更許可申請
	新規	特別管理産業廃棄物処分課程 新規許可講習会の修了証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別管理産業廃棄物処分業の新規許可申請 ・ " 更新許可申請 ・ " 変更許可申請 ・ 産業廃棄物処分業の新規許可申請 ・ " 更新許可申請 ・ " 変更許可申請
	更新	産業廃棄物処分課程 更新許可講習会の修了証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処分業の更新許可申請 ・ " 変更許可申請
	更新	特別管理産業廃棄物処分課程 更新許可講習会の修了証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別管理産業廃棄物処分業の更新許可申請 ・ " 変更許可申請 ・ 産業廃棄物処分業の更新許可申請 ・ " 変更許可申請

- (注) ・ 処理業の許可申請にあたっての新規許可講習会の修了証の有効期限は、修了証の交付日から5年以内です。（「許可の申請日」に修了証が有効であることが必要です。）
- ・ 処理業の更新許可申請にあたっての更新許可講習会の修了証の有効期限は、修了証の交付日から2年以内です。（「更新許可の申請日」に修了証が有効であることが必要です。）

許可取得後の手続き等について

1 許可更新

5年（優良認定業者にあつては7年）ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。
（法第14条の4第2項）

2 変更許可

事業の範囲を変更しようとするときは、許可を受けなければなりません。
（法第14条の5第1項）

3 変更届

次の事項を変更したときは、10日以内（法人にあつて登記事項証明書の添付を必要とする場合は30日以内）に変更届を提出しなければなりません。

（法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項並びに規第10条の10）

提出にあたっては、石川県の「変更届の手引き」を確認の上ご提出をお願いします。

- ア 住所
- イ 氏名又は名称
- ウ 法定代理人、役員、株主又は出資者（100分の5以上）、政令使用人
- エ 事務所及び事業場の所在地
- オ 事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模（運搬車等）
- カ 積替え又は保管の場所に関する以下の事項
 - ・所在地
 - ・面積
 - ・積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類
 - ・積替えのための保管上限
 - ・積み上げ高さのうち最高のもの
- キ 金沢市の産業廃棄物収集運搬業の許可（積替え許可）の有無

4 廃止届

事業の全部又は一部を廃止したときは、10日以内に廃止届を提出しなければなりません。
（法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項並びに規第10条の23第2項）

提出書類一覧表(石川県版) [(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(新規、更新、変更)]

提出書類	確認	法人	個人
0. 申請書 様式第六号(第十二号)(第1面)(第2面)(第3面)		◎	◎
【更新・変更時】添付書類省略申立書		—	—
1. 事業計画の概要を記載した書類 様式第六号の2(第1面) (処分業者の処分業許可証等の写し) 様式第六号の2(第4面) 様式第六号の2(第5面)		◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎
2. 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図		/	/
① 運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設 様式第六号の2(第2面)		◎	◎
② 運搬車の自動車検査記録事項、運搬船の船舶検査証及び重機等検査証の写し (申請日において、有効期間が満了していないこと)		◎	◎
③ 運搬車、運搬船、重機及び運搬容器その他の写真(または仕様書) 様式第六号の2(第6面)(第7面)		○	○
④ 運搬車等の車庫の付近の見取図		○	○
⑤ 積替え、保管施設に係る書類(施設を有する場合のみ) 様式第六号の2(第3面)		—	—
3. 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類		○	○
4. 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類(講習会修了証の写し)		◎	◎
5. 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 様式第六号の2(第8面)		◎	◎
6. 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書及び個別注記票並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (確定申告書の別表第一及び第四、法人税納税済証明書)		◎	/
7. 申請者が個人である場合には、資産に関する調書(預金の残高証明書を添付)並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の第一表及び第二表、所得税納付済証明書) 様式第六号の2(第9面)		/	◎
8. 申請者が法人である場合には、定款(又は寄附行為)及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 添付書類省略申立書(先行許可用)		◎ □	/ □
9. 申請者が個人である場合には、住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る。以下同じ。)及び登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)		/	□
10. 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない旨を記載した書類 様式第六号の2(第10面)		▽	▽
11. 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び後見登記に関する登記事項証明書		□	□
12. 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書		□	/
13. 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(法人)があるときは、これらの者(法人)の住民票の写し及び登記事項証明書		□	/
14. 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び後見登記に関する登記事項証明書		□	□
15. 収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有することを証する書類		—	—

注意事項

- 「◎」必ず必要
「○」更新許可、変更許可申請時に変更がなければ「添付書類省略申立書」を提出することで省略可能
「□」「添付書類省略申立書(先行許可用)」を提出することで省略可能
「▽」変更許可申請時のみ変更がなければ「添付書類省略申立書(先行許可用)」を提出することで省略可能
- 登記簿事項証明書及び住民票の写し等にあつては、申請日の3ヶ月以内に発行されたものとする。
- 用紙の大きさは図面等を除き、日本産業規格A列4番とすること。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

日付は記入しないでください。

年 月 日

石川県知事 殿

申請者 〒920-8050

住所・法人名は又は氏名は、
法人の登記事項証明書や住民
票の写しに記載のとおり、
〇〇丁目〇〇番〇〇号などと
正確に記載してください。

住所 石川県金沢市鞍月一丁目1番地

氏名 石川県庁株式会社
代表取締役 石川 太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-225-1472

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う特別管理産業
廃棄物の種類及び積替え又は保管を行
うかどうかを明らかにすること。)

積替え、保管を除く。

新規の場合には、申請する産業廃棄物
の種類を略さずに正確に記載してくだ
さい。
更新の場合には、今取得している許可
の内容を、許可証に記載のとおり転記
してください。
運搬先の処分業者の許可品目に限定が
付されている場合は、その限定につい
て記載ください。

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業
廃棄物であるものを除く。)

廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は鉛又は
その化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上2種類

事務所及び事業場の所在地

事務所 石川県金沢市鞍月一丁目1番地
電話番号 076-225-1472

事務所の所在地を記載してくださ
い。

事業場 石川県金沢市鞍月一丁目1番
電話番号 076-225-1472

土地の登記簿に記載された駐車場の所
在地を記載してください。

事業の用に供する施設の種類及び
数量

様式第六号の2(第2面)のとおり

積替え又は保管を行う場合には、
積替え又は保管を行うすべての場所
の所在地及び面積並びに当該場所ご
とにそれぞれ積替え又は保管を行う
特別管理産業廃棄物の種類、積替え
のための保管上限及び積み上げるこ
とができる高さ

該当なし

積替え又は保管を行いたい場合は、別
途ご相談ください。

※事 務 処 理 欄

(第2面)

既 む。 中	他の都道府県等で処理業の許可を有する場合には全て記載してください。 書ききれない場合には別紙を添付してください。 申請中の場合は、申請日を記載してください。	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
		石川県	0170399999
		富山県	申請中(令和5年1月1日申請)

申請者(個人である場合)		個人の場合に記載 上段に本籍地、下段に現住所をいずれも住民票の写しに記載のとおり、○丁目○番○号などと正確に記載してください。	
(ふりがな) 氏名	生年月日		
いしかわ たろう 石川 太郎	S50.12.31	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	石川県金沢市広坂2丁目1番1号

申請者(法人である場合)		法人の場合に記載 法人の登記事項証明書記載のとおり、省略せずに記載してください。	
(ふりがな) 名称	住所		
いしかわけんちょう 石川県庁株式会社		石川県金沢市鞍月一丁目1番地	

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住所		
(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		

役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
いしかわ たろう 石川 太郎	S20.12.31	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	石川県金沢市広坂2丁目1番1号
いしかわ じろう 石川 次郎	S30.12.31	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	石川県金沢市広坂2丁目1番1号
いしかわ さぶろう 石川 三郎	S40.12.31	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	石川県金沢市広坂2丁目1番1号
いしかわ しろう 石川 四郎	S40.12.31	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	石川県金沢市広坂2丁目1番1号
いしかわ かずよ 石川 一代	S50.12.31	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	石川県金沢市広坂2丁目1番1号

法人の登記事項証明書の役員欄に記載の全役員(監査役を含む。)について記載してください。
上段に本籍地、下段に現住所をいずれも住民票の写しに記載のとおり、省略せずに正確に記載してください。
役職名についても、法人登記事項証明書の役員欄のとおり記載してください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

法人の登記事項証明書のとおり記載してください。

発行済株式の総数	1,000株		出資の額	10,000,000円	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の割合	本住	籍所	
いしかわ たろう 石川 太郎	S20.12.31	800株 80%	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県金沢市広坂2丁目1番1号		
いしかわ じろう 石川 次郎	S30.12.31	100株 10%	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県金沢市広坂2丁目1番1号		
いしかわうんそう 石川運送株式会社	H10.12.31	100株 10%	石川県金沢市広坂二丁目1番1号		

申請者が法人の場合には、5%以上の株主又は出資者（法人を含む。）を全員記載してください。
上段に本籍地、下段に現住所地をいずれも住民票の写しに記載のとおり、省略せずに正確に記載してください。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本住	籍所	
	役職名・呼称			
いしかわ ごろう 石川 五郎	S25.12.31	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 工場長	石川県金沢市広坂2丁目1番1号	

申請者に当該使用人がある場合、記載してください。
上段に本籍地、下段に現住所地をいずれも住民票の写しに記載のとおり、省略せずに正確に記載してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。
- 2部提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

予定運搬先の名称、施設所在地の住所、処分方法について、処分先の特別管理産業廃棄物処理業許可証のとおり記載してください。

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載してください。）

下記排出事業者と産業廃棄物の収集運搬委託契約を締結し、排出事業者が指定する処分場（中間処理・最終処分）まで産業廃棄物を収集運搬する。

事業計画について簡潔に記載してください。

申請した産業廃棄物の種類ごとに記載ください。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)	100t/月	液状	〇〇精錬所(株) 石川県小松市・・・	なし	〇〇開発(株) 石川県加賀市幸町・・・ (油水分離)
2	廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)	10t/月	液状	〇■精錬所(株) 石川県白山市・・・	なし	〇〇開発(株) 石川県加賀市幸町・・・ (中和)
3						
4						
5						
6						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	タンク車	石川100う0000	3,000kg	石川県庁株式会社	
2	ダンプ	石川100え0000	8,000kg	石川県庁株式会社	
3	ダンプ	石川100お0000	8,500kg	株式会社〇〇建設	
4					
5					
6					
7					
8					
9	車検証に記載の「車体の形状」、「自動車登録番号」、「最大積載量」 について記載してください。				
10					

事務所の所在地を記載してください。

事務所の所在地 石川県金沢市鞍月一丁目1番地

駐車場の所在地 石川県金沢市鞍月一丁目1番
※ 付近の見取図を添付すること。

土地の登記簿に記載された駐車場の所在地（地番）を記載してください。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
シート・ロープ	飛散防止用		
耐薬品性容器	廃油、廃酸用	〇〇m ³	

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両ごとの用途

- ① タンク車 許可品目すべて
- ② ダンプ 許可品目すべて

車検証に記載のある車体の形状と、車両ごとの運搬品目を記載ください。
なお、車検証の備考欄に「土砂等以外のものとする」と記載されている車両ではがれき類、鉋さい等は運搬できません。

(2) 収集運搬を行う時間

午前8時30分～午後6時
休業日は日曜日、休日

「役員」欄には申請書第2面に記載した役員の人数を記載してください。（監査役含む。）
「使用人」欄には申請書第3面に記載した使用人の人数を記載してください。

令和5年1月1日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	1人	0人	1人	3人	2人	0人	12人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

※変更許可の場合、追加する特別管理産業廃棄物の種類について記入すること。

※廃棄物の性状（固形、泥状、液状、粉状）に応じて運搬に使用する車輛、容器等を整理すること。

- ダンプで運搬する場合は、耐薬品性容器を使用することで、飛散流出及び悪臭の発散を防止し、さらに飛散流出防止のため、車両にロープで固定し、必要に応じて、シート掛けも行う。
- 収集運搬に伴う騒音、振動によって生活環境保全上の支障が生じないように、アイドリングストップを励行する。
- 特別管理産業廃棄物が他の廃棄物と混合するおそれのないよう、区分して収集し、又は運搬を行う。
- 特別管理産業廃棄物の種類、当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し携帯する。

収集運搬を行う際の、飛散流出の防止のための措置などを記載してください。

特別管理産業廃棄物の種類に応じ、特別管理産業廃棄物処理基準に適合して運搬する旨を記載し、様式「特別管理産業廃棄物収集運搬基準（施行令第6条の5第1項関係）との比較表」等を添付してください。

シートやロープ、ドラム缶など、運搬に使用するものを様式第6号の2（第2面）に記載してください。

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

該当なし

(3) その他

該当なし

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること <p>（ 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。 ）</p>
	撮影 年 月 日

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	5,000	
土地		
事務所		
収集運搬車両	5,000	
積替保管施設		
調 達 方 法	自己資金	3,000
	借入金	2,000
	(借入先名)	〇〇銀行 鞍月支店
		××銀行 鞍月支店
	その他	産業廃棄物収集運搬業を行うにあたり、新たに資金が必要となる場合は、その内訳と調達方法について記載してください。
	増資	
		他業種からの参入や、更新申請の為、新たな資金調達が不要の場合は、「事業の開始に要する資金の総額」の欄に「0」と記載の上、上記記載例の様にその旨記載してください。
既に建設業を営んでおり、駐車場及び車両等の施設を有しているため、新たな資金調達は必要ありません。(更新の場合や、流通業界、建設業界等からの参入の場合)		
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

資産に関する調書(個人用)

令和5年1月1日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	〇〇銀行 ほか	2件	5,000
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	宅地	1筆	30,000
建 物	事務所、倉庫	2棟	10,000
備 品			
車 両	ダンプ等	7台	5,000
その 他			
資 産 計			50,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	〇〇銀行鞍月支店	2件	5,000
短期借入金	△△銀行鞍月支店	1件	1,000
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その 他			
負 債 計			6,000

申請者が個人の場合のみ、銀行預金、土地等の資産と借入等の負債について記載してください。

(第 10 面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

石 川 県 知 事 様

申請者

住所 石川県金沢市鞍月一丁目 1 番地

氏名 石川県庁株式会社
代表取締役 石川 太郎